

(8) ガイドライン

※地帯区分「農林水産省」分抜粋

国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成3年5月31日付 3構改D第389号

一部改正	平成4年	6月10日付	4構改D第293号
一部改正	平成5年	7月6日付	5構改D第521号
一部改正	平成6年	10月5日付	6構改D第518号
一部改正	平成7年	12月22日付	7構改D第789号
一部改正	平成8年	11月19日付	8構改D第682号
一部改正	平成9年	11月5日付	9構改D第672号
一部改正	平成10年	6月10日付	10構改D第55号
一部改正	平成11年	7月14日付	11構改D第486号
一部改正	平成12年	8月21日付	12構改D第675号
一部改正	平成13年	8月10日付	13農振第1262号
一部改正	平成14年	8月8日付	14農振第953号
一部改正	平成15年	5月26日付	15農振第227号
一部改正	平成18年	8月24日付	18農振第857号
一部改正	平成19年	8月8日付	19農振第837号
一部改正	平成20年	8月26日付	20農振第962号
一部改正	平成21年	7月13日付	21農振第834号
一部改正	平成22年	7月30日付	22農振第907号
一部改正	平成24年	3月21日付	23農振第2583号
一部改正	平成25年	3月28日付	24農振第2532号
一部改正	平成26年	3月28日付	25農振第2310号
一部改正	平成26年	7月17日付	26農振第993号
一部改正	平成27年	7月30日付	27農振第1104号
一部改正	平成28年	6月27日付	28農振第823号
一部改正	平成29年	6月27日付	29農振第777号
一部改正	平成30年	7月19日付	30農振第1274号

各地方農政局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて 構造改善局長通知

この度、国営及び都道府県営土地改良事業について、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるに当たっての指針とするため、国営及び都道府県営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「国営及び都道府県営土地改良事業における
地方公共団体の負担割合の指針」

H30.7
(単位：%)

(国営：その1)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業 畑地帯総合土地改良パイロット事業費	国営かんがい排水<一般型>	75 70 70	70 70 2/3	25 20 23.4	5 8 8	総合かんがい排水は、注4)による。 []書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) <<>書は一体的に行う耐震化対策及び一体的に行う地域防災対策に適用する。注18) (())書は更新事業に適用する。 「ファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 「田以外：特殊土壌等」とは平成5年4月1日付け5構改D第194号による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。
		(かんがい排水)	70	2/3	23.4	8	
		(造成土地改良施設整備)	67.5	2/3	20.9	8	
		(明渠排水)	65	2/3	19	8	
		(内水排除)	60	2/3	17	6	
		(施設改修)	[]	[2/3]	[17]	[7]	
		(総合かんがい排水)	()	(2/3)	(17)	(6)	
		(畑地帯水源整備)	<65>	<2/3>	<30>	<3.4>	
		(広域かんがい排水)	<< >>	<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
			<< >>	<< 70>>	<<30>>	<<0>>	
	(())	((2/3))	((19.4))	((9))			
		〔ただし田以外：特殊土壌等〕					
		65	2/3	17	6		
		〔ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕					
		50	50	25	10		
	<特別型>	74	70	25	5		
	(かんがい排水)	69	70	20	8		
	(内水排除)	69	2/3	23.4	8		
	(総合かんがい排水)	66	2/3	21	8		
	(畑地帯水源整備)	63	2/3	19	7		
	(広域かんがい排水)	58	2/3	17	6		
		〔ただし田以外：特殊土壌等〕					
		63	2/3	17	6		
		〔ただしファームポンド、先行核地域及び農業水利制御システム〕					
		48	50	25	9		
農用地再編整備事業費 国営農用地再編開発事業費 国営農用地開発事業費	国営農用地再編整備<一般型> (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)	75	70	17.5	5		
		60	2/3	17	6		
		< >	<2/3>	<24.4>	<5>		
		<65>	<55>	<30>	<10>		
		<60>	<55>	<28>	<11>		
		<50>	<50>	<29>	<14>		
		()	(2/3)	(25.2)	(5)		
		<特別型>	74	70	17	5	
		(農地開発)	58	2/3	17	6	
		(総合農地開発)					
草地開発	<一般型>	74	70	17	5		
		65	2/3	17	6		
直轄干拓事業費	国 営 干 拓<一般型>	72	70	13	0		
		72	2/3	16.4	0		
		70	70	12	0		
		70	2/3	15.4	0		
		<特別型>	75	70	15	0	
		75	2/3	18.4	0		
		72	70	13	0		
		72	2/3	16.4	0		
		総合農地防災事業費	国営総合農地防災<一般型> (総合農地防災)	75	70	30	0
				65	2/3	30	3.4
	50			35	15		
		2/3	30	3.4			
	(土地改良施設突発事故復旧事業)						

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		北 海 道				
		国 庫 率		道	市町村	
		ア	イ	ウ	エ	
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費 国営かんがい排水 <一般型>	90 <85>	85 <80>	12 <15>	2 <5>	総合かんがい排水は、注4)による。 <>書は直轄明渠排水及び内水排除に適用し、当該市町村工欄の値については平成4年度以前の事業実施分にも適用する。 []書はかんがい排水の環境保全型かんがい排水事業、農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 { }書は併せ行うため池整備に適用する。注17) <<>>書は一体的に行う耐震化対策及び一体的に行う地域防災対策に適用する。注18) (())書は更新事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構造改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費 (かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	85 85 [] <80> 80 80 77.5 77.5 75 70 [] () () () {65} {65} 65 55 << >> (()) (()) (())	85 85 [80] <75> 75 85 75 75 75 75 [75] (85) (80) (75) {75} {80}	15 10 15 <19> 19 15 13 22.5 20 17 [17] (12) (15) (17) {25} {20}	2 2 [3] <6> 3 0 2 2.5 4 3 [4] (2) (2) (3) {0} {0}	
	<特別型> (かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	89 84 84 <80> 79 76.5 76.5 74 69	85 85 80 <75> 85 85 75 75 75	12 10 15 <19> 15 13 22.5 20 17	2 2 2 <6> 0 2 2.5 4 3	
	{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	55	50	27.5	9	
	{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	53	50	26.5	9	
農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備事業費 (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発) (国営緊急農地再編整備)	80 67.5 65 < >	75 75 75 <75>	15 13 13 <18>	4 5 5 <4>	<>書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は国営緊急農地再編整備に適用する。
	国営農用地開発事業費 (農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)	<60> <60> <55> <50> ()	<55> <50> <50> (75)	<28> <33> <31> (18.3)	<11> <11> <13> (4)	
	<特別型> (農地開発) (総合農地開発)					
直轄干拓事業費	草地開発 <一般型>	70 75	70 70	20 22	4 3	
	国営干拓 <一般型>					
	<特別型>					
総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型> (総合農地防災)	65	75	25	0	
	(土地改良施設突発事故復旧事業)		75 85 80	25 15 20	0 0 0	

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率		県 ウ	市町村 エ		
		ア	イ				
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水 <一般型>	100 85	95 90	5 7	0 1	総合かんがい排水は、注4)による。 []書はかんがい排水の環境保全型かんがい排水事業及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (())書は更新事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[] () () < > (()) (())	[90] (95) (90) <90> ((95)) ((90))	[7] (5) (7) <10> ((5)) ((7))	[1.5] (0) (1) <0> ((0)) ((2))	
		< 特別型 >					
		(かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)					
農用地再編整備事業費 国営農用地再編開発事業費 国営農用地開発事業費	国営農用地再編整備	国営農用地再編整備					
	国営農用地再編開発	国営農用地再編開発 <一般型>					
	国営農用地開発	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)					
		< 特別型 >					
		(農地開発) (総合農地開発)					
直轄干拓事業費	国 営 干 拓	国 営 干 拓 <一般型>					
		< 特別型 >					
総合農地防災事業費	国営総合農地防災	国営総合農地防災 <一般型>					
		(総合農地防災) (土地改良施設突発事故復旧事業)		90 95	10 5	0 0	

(国営：その4)

予 算 区 分	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		奄 美						
		国 庫 率		県 工	市町村 オ			
ア	イ							
農業生産基盤整備事業費 食料安定供給特別会計(歳出) 一般会計(歳出)	かんがい排水事業費	国営かんがい排水 <一般型>	95 85	90 90	8 7	1 1	総合かんがい排水は、注4)による。 []書は流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 { }書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (())書は更新事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。	
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水) (造成土地改良施設整備) (明渠排水) (内水排除) (施設改修) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)	[] () () { } (()) (())	[90] (90) (90) {90} ((90)) ((90))	[7] (8) (7) {10} ((8.5)) ((7))	[1.5] (1) (1) {0} ((1)) ((2))		
		<特別型>						
		(かんがい排水) (内水排除) (総合かんがい排水) (畑地帯水源整備) (広域かんがい排水)						
			{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	70	65	20		6
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備						
	国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発 <一般型>						
	国営農用地開発事業費	(農地再編整備) (農地開発) (総合農地開発)	90	85	10	2		
		<特別型>						
		(農地開発) (総合農地開発)						
	草 地 開 発 <一般型>							
直轄干拓事業費	国 営 干 拓 <一般型>							
	<特別型>							
総合農地防災事業費	国営総合農地防災 <一般型>							
	(総合農地防災)							
	(土地改良施設突発事故復旧事業)		90	10	0			

(国営：その5)

予 算 区 分 食料安定供給特別会計(歳出) 一 般 会 計 (歳出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水 <一般型>	90	85	12	2	総合かんがい排水は、注4)による。 []書はかんがい排水の農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 ()書は国営施設機能保全事業に適用する。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。注17) (())書は更新事業に適用する。 「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。
	畑地帯総合土地改良パイロット事業費	(かんがい排水)	85	85	10	2	
	(造成土地改良施設整備)	[]	[80]	[15]	[3]		
	(明渠排水)	80	85	15	0		
	(内水排除)	77.5	85	13	2		
	(施設改修)	77.5	75	22.5	2.5		
	(総合かんがい排水)	75	75	20	4		
	(畑地帯水源整備)	70	75	17	3		
	(広域かんがい排水)	[]	[75]	[17]	[4]		
	()	()	(85)	(12)	(2)		
()	()	(80)	(15)	(2)			
()	()	(75)	(17)	(3)			
< >	<75>	<25>	<0>	<0>			
< >	<80>	<20>	<0>	<0>			
(())	((85))	((12))	((2))	((2))			
(())	((80))	((16))	((2.5))	((2.5))			
(())	((75))	((18))	((4.5))	((4.5))			
		{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	55	50	27.5	9	
	<特別型>		89	85	12	2	
	(かんがい排水)		84	85	10	2	
	(内水排除)		84	80	15	2	
	(総合かんがい排水)		79	85	15	0	
	(畑地帯水源整備)		76.5	85	13	2	
	(広域かんがい排水)		76.5	75	22.5	2.5	
			74	75	20	4	
			69	75	17	3	
		{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}	53	50	26.5	9	
農用地再編整備事業	国営農用地再編整備事業						
国営農用地再編開発事業費	国営農用地再編開発事業費	<一般型>					
国営農用地開発事業費	(農地再編整備)						
	(農地開発)						
	(総合農地開発)						
	<特別型>						
	(農地開発)						
	(総合農地開発)						
直轄干拓事業費	草地開発	<一般型>					
	国 営 干 拓	<一般型>					
	<特別型>						
総合農地防災事業費	国営総合農地防災	<一般型>					
	(総合農地防災)						
	(土地改良施設突発事故復旧事業)		75	25	0		
			85	15	0		
			80	20	0		

(都道府県営:その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	65	65	17.5	7	< >書はかんがい排水の農業 用水再編対策(地域用水機能増進 型)に適用する。但しダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。
			60	60	20	8	
			50	50	25	10	
			< >	<50>	<25>	<11>	
				45	27.5	10	
		50	25	10			
		55	25	10			
		50	25	10	基幹水利施設ストックマネジ メント事業実施要綱(平成19年 3月30日付け18農振第1855号 農林水産事務次官依命通知)第 2の2のうち都道府県営土地改 良事業として実施するもののみ に適用する。		
	基幹水利施設補修	50	50	25		10	
		45	27.5	10			
	基幹水利施設 ストックマネジメント		50	25	10		
経営体育成基盤整備 事業費補助	圃場整備 事業費補助	担い手育成型	< >	<50>	<25>	<10>	< >書は高度利用型に適用す る。
			一般型	65	65	17.5	
		60	60	20	8		
		55	55	25	10		
		55	55	22.5	8		
		50	50	27.5	10		
		50	50	25	10		
		45	45	27.5	10		
		資源活用型	50	50	25	10	
		45	45	27.5	10		
諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備	<55>	<50>	<32.5>	<10>	< >書は担い手育成型(集約 農業型)に適用する。 特定地域型は注4)による。 ()書は新技術導入推進農業 農村整備、担い手支援型に適用 する。	
		()	(50)	(27.5)	(10)		
		50	50	25	10		
		45	45	27.5	10		
諸土地改良 事業費補助	水田農業振興緊急整備		50	27.5	10		
	生物多様性対応基盤整備 促進パイロット		50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。	
	農村環境保全整備推進 モデル		50	25	10		
	新農業水利システム保全 対策		50	25	10		
	畑地かんがい推進モデル ほ場設置	50	50	25	10		
畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)		50	25	10	
		(担い手支援型)		50	25	10	
		(緊急整備型)	50	50	25	10	
		(一般型)	65	65	17.5	7.5	
			50	50	25	10	
	畑地帯開発整備	(一般型)	70	55	30	6	
		(農林地一体型)	65	50	32.5	7	
			60	50	30	8	
			55	50	27.5	8	
		(干拓型)	65	50	29	0	
	45	45	22	0			

(都道府県営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農村整備事業 農村総合整備 事業費補助	農村総合整備 (農村総合整備)	(60)	(50)	(30)	(8)	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) ()書は従前の総バ事業、< > 書は従前のミニ総バ事業に適用 する。 ()書は注5)に適用する。 書は特殊地域等に適用す る。		
		<55>	<50>	<27.5>	<9>			
		50	50	25	10			
		(集落基盤整備)	55	50	27.5		9	
	(地域開関連整備)	(45)	(45)	(27.5)	(10)			
	農村振興整備 事業費補助	農村振興総合整備		50	25		10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		田園整備		50	25		10	
	山間総合整備 事業費補助	中山間総合整備 (中山間地域総合 整備)	<2/3>	<50>	<33.3>		<6>	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) < >書は従前の開拓地整備に 適用する。 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。 ()書は農地機能保全対策に 適用する。
			60	55	30		10	
			<55>	<50>	<27.5>		<8>	
(農地環境整備)			60	55	30	10		
(中山間地域総合 農地防災)	()	(55)	(32)	(13)				
		55	29	14				
農業生産基盤整備 事業費	農地防災事業費補助 農地防災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用 する。 注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備 のうち大規模に適用する。	
			60	55	34	11		
			60	50	39	11		
			55	50	34	16		
			50	50	32	18		
				55	34	11		
			50	34	16			
		(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>		
			<60>	<50>	<42>	<8>		
			60	55	28	11		
			60	50	33	11		
			<50>	<50>	<32>	<18>		
	< >		<50>	<32>	<18>			
	50	50	29	14				
		50	29	14				
		55	29	14				
	()	(55)	(28)	(11)				
	(湛水防除)	60	55	37	8			
60		50	42	8				
55		50	37	13				
50		50	32	18				
農地保全事業費補助 農地保全整備 (農地保全整備)	65	55	30	10	地すべり対策を除く。			
	50	50	29	14				
	45	45	31	16				
	40	40	30	11				
農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備は、注 4)による。 < >書は国営総合農地防災事 業に附帯する県営防災事業に適 用する。 ()書は特定農業用管路等 特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事 業のうち農業生産基盤整備に係 るものみに適用する。注9)		
		65	55	41	4			
		< >	<55>	<35>	<10>			
		60	55	34	11			
		60	50	39	11			
		< >	<50>	<35>	<15>			
		55	50	34	16			
		50	50	32	18			
()	(50)	(35)	(10)					
[]	[55]	[29]	[14]					
[]	[50]	[29]	[14]					
震災対策農業水利施設 整備事業費補助	震災対策農業水利施設 整備	< >	<55>	<37>	<8>			
		< >	<50>	<32>	<18>			

(都道府県営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		農 林 水 産 省								
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村					
		ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。 注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。		
				60	55	34	11			
				60	50	39	11			
				55	50	34	16			
				50	50	32	18			
					55	39	6			
					55	34	11			
					50	34	16			
				(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>		<8>	
					<60>	<50>	<42>		<8>	
			< >		<55>	<42>	<3>			
			60		55	28	11			
			60		50	33	11			
					55	33	11			
			<50>		<50>	<32>	<18>			
			< >		<55>	<32>	<13>			
			(湛水防除)	< >	<50>	<32>	<18>			
				50	50	29	14			
					55	29	14			
				60	55	37	8			
				60	50	42	8			
					55	42	3			
				55	50	37	13			
				50	50	32	18			
農地保全整備 (農地保全整備)		55	32	10						
		50	32	18						
	50	50	29	14						
	45	45	31	16						
	40	40	30	11						
水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良	水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良	(水質保全対策)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。 < >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。			
			65	55	41	4				
			60	55	34	11				
			60	50	39	11				
			55	55	34	11				
			55	50	34	16				
			50	50	32	18				
				50	35	15				
				55	39	6				
				55	34	11				
		()	(50)	(35)	(10)					
		()	(55)	(35)	(10)					
		< >	<55>	<35>	<10>					
		< >	<50>	<35>	<15>					
		(農村災害対策 整備)	< >	<2/3>	<29>	<4.4>				
				50	29	14				
			()	(55)	(29)	(14)				
		突発事故復旧		50	32	18				
				55	32	13				
		戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	65	65		17.5	7	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
					60	60		20	8	
					50	50		25	10	
					< >	<50>		<25>	<11>	
	45				27.5	10				
	50				25	10				
	55				25	10				
[]	[50]	[25]	[10]							

(都道府県営:その4)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業 費	戸別所得補償実施円滑 化基盤整備事業費補助 費	農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。		
		(経営体育成型)		50 55	27.5 27.5	10 10			
		(畑地帯担い手 育成型)		50	25	10			
		(畑地帯担い手 支援型)		50	25	10			
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	50	50	25	10			
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10			
		草地畜産基盤整備		50 55	25 25	10 10		雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
農 地 防 災		55 50	35 35	10 15					
6次産業化等促進 基盤整備事業	6次産業化等促進基盤 整備事業	水 利 施 設 整 備	65 60 50 < > []	65 60 50 <50> 45 50 55 [50]	17.5 20 25 <25> 27.5 25 25 [25]	7 8 10 <11> 10 10 10 [10]	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。		
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。		
		(経営体育成型)		50 55	27.5 27.5	10 10			
		(畑地帯担い手 育成型)		50	25	10			
		(畑地帯担い手 支援型)		50	25	10			
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	50	50	25	10			
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	65 50	65 50	17.5 25	7.5 10			
		農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	経営体育成基盤整備	< > < > (50) () ()	<50> <55> (50) (50) (55)	<27.5> <27.5> (25) (25) (25)	<10> <10> (10) (10) (10)	< >書は一般型、面的集積 型、農業生産法人等育成型に適 用する。 ()書は排水対策型、水利施 設整備型、畑地帯担い手育成 型、畑地帯担い手支援型、草地 整備型、畜産担い手総合整備 型、草地林地総合整備型に適用 する。
				農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農 業再生緊急整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整 備、耕作放棄地解消・発生防止 基盤整備のうち農村生活環境基 盤整備(注15)を除く。
				(経営体育成型)		50 55	27.5 27.5	10 10	
				(畑地帯担い手 育成型)		50 55	25 25	10 10	
(畑地帯担い手 支援型)				50	25	10			
(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	50			50	25	10			
(畑地帯総合整備・ 一般型)	65 50			65 50	17.5 25	7.5 10			
草地畜産基盤整備				50 55	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。		

(都道府県営：その5)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。		
			60	60	20	8			
			50	50	25	10			
			< >	<50>	<25>	<11>			
				45	27.5	10			
				50	25	10			
				55	25	10			
			[]	[50]	[25]	[10]			
			農 地 防 災						
			(防 災 ダ ム)						
			65	55	39	6	注7)に該当するものに適用 する。		
			60	55	34	11			
			60	50	39	11			
			55	50	34	16			
			50	50	32	18			
				55	39	6			
				55	34	11			
				50	34	16			
		(た め 池 等 整 備)							
			< 60 >	<55>	<37>	< 8 >		注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備 のうち大規模に適用する。	
	< 60 >	<50>	<42>	< 8 >					
	60	55	28	11					
	60	50	33	11					
	<50>	<50>	<32>	<18>					
	< >	<50>	<32>	<18>					
	50	50	29	14					
		50	29	14					
		55	29	14					
	()	(55)	(28)	(11)					
(湛 水 防 除)									
	60	55	37	8	総合農地防災事業で実施する 湛水防除を含む。				
	60	50	42	8					
	55	50	37	13					
	50	50	32	18					
		55	35	10					
		50	35	15					
農 地 保 全 整 備 (農 地 保 全 整 備)									
	65	55	30	10	地すべり対策を除く。				
		50	32	18					
	50	50	29	14					
	45	45	31	16					
	40	40	30	11					
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災									
(水 質 保 全 対 策)									
	60	55	34	11	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの) は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管水路等 特別対策に適用する。 < >書は国営総合農地防災事 業に附帯する県営防災事業に適 用する。 < >書は南海トラフ地震に係 る地震防災対策の推進に関する 特別措置法に基づいて実施され る避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備及び農村保 全管理施設に係るものに適用す る。 ()書及び[]書は中山間地 域等で実施するものに適用し、 このうち[]書は農地機能保全 対策に適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。				
(地 盤 沈 下 対 策)									
(総 合 農 地 防 災)									
	55	55	34	11					
	55	50	34	16					
	50	50	32	18					
		50	35	15					
	()	(50)	(35)	(10)					
	< >	<55>	<35>	<10>					
	< >	<50>	<35>	<15>					
(農 村 災 害 対 策 整 備)									
		<2/3>	<29>	<4.4>					
		55	29	14					
		50	29	14					
	()	(55)	(29)	(14)					
	[]	[55]	[32]	[13]					
中 山 間 総 合 整 備									
(中 山 間 地 域 総 合 整 備)									
	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。				
(農 地 環 境 整 備)									
	60	55	30	10					

(都道府県営：その6)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		農 林 水 産 省					
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	集 落 基 盤 整 備	50	50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) < >書は地域用水機能の増進 を伴う農業用排水施設整備に 係るものに適用する。ただし、 ダム、頭首工等の基幹的施設は 除く。 []書は基幹水利施設補修に 係るものに適用する。 集落基盤整備(注15)を除く。
			< >	<50>	<25>	<11>	
			[]	[45]	[27.5]	[10]	
	農業基盤整備促進	()	(50)	(32)	(18)	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
		[]	[50]	[29]	[14]		
		[]	[55]	[29]	[14]		
	農業水利施設保全合理化 事業		50	27.5	10		
			55	27.5	10		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 整 備	()	(50)	(32)	(18)	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
			()	(55)	(32)	(13)	
			[]	[50]	[29]	[14]	
			[]	[55]	[29]	[14]	
	水 利 施 設 整 備						
	水利施設等整備事業	< >	<50>	<25>	<11>	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。	
			50	27.5	10		
			55	27.5	10		
	農業水利施設保全合理化 事業		50	27.5	10		
			55	27.5	10		
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65	50	44	6	
			50	50	32	18	
		農 道 整 備	50	50	25	18	注4)に該当する場合に適用 する。
			45	45	27.5	20	
農業競争力強化基 盤整備事業費	農業競争力強化基盤整 備事業	水 利 施 設 整 備	65	65	17.5	7	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。
			60	60	20	8	
			50	50	25	10	
			< >	<50>	<25>	<11>	
				45	27.5	10	
				50	25	10	
	55	25	10				
		[]	[50]	[25]	[10]		
農業競争力強化基 盤整備事業費	農業競争力強化基盤整 備事業	農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)		50	27.5	10	
				55	27.5	10	
		(畑地帯担い手 育成型)		50	25	10	
				55	25	10	
		(畑地帯担い手 支援型)		50	25	10	
			50	50	25	10	
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)		50	50	25	
	65	65	17.5	7.5			
	50	50	25	10			
	(畑地帯総合整備・ 一般型)		50	25	10		
	草 地 畜 産 基 盤 整 備		50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
			55	25	10		
	農 地 防 災		55	35	10		
			50	35	15		

(都 道 府 県 営 : そ の 7)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		農 林 水 産 省							
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
農業競争力強化基盤整備事業費	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進		50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)		
			()	(50)	(32)	(18)			
	農業水利施設保全合理化事業	農業水利施設保全合理化事業		50	27.5	10			
			()	(55)	(32)	(13)			
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)		50	27.5	10			
			[]	[50]	[29]	[14]			
	高収益作物導入促進基盤整備事業	高収益作物導入促進基盤整備事業		50	27.5	10			
			[]	[55]	[29]	[14]			
	農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業		50	27.5	10			
			[]	[55]	[29]	[14]			
農業競争力強化農地整備事業	農 地 整 備		50	27.5	10	営農環境整備(注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)			
		()	(50)	(32)	(18)				
	草地畜産基盤整備		50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。			
		[]	[55]	[29]	[14]				
水利施設等保全高度化事業	(一般型)	< >	<50>	<25>	<11>	営農環境整備(注15)を除く。 < >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 (一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業は(注19)によるもので、同事業の負担割合を適用する。			
		(特別型)	50	27.5	10				
			55	27.5	10				
		(簡易整備型)	50	27.5	10				
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	水利施設整備	50	50	25	10	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。		
			< >	<50>	<25>	<11>			
			[]	[50]	[25]	[10]			
	農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。	
				(経営体育成型)	50	27.5	10		
				(畑地帯担い手育成型)	55	27.5	10		
				(畑地帯担い手支援型)	50	25	10		
				(畑地帯総合整備・緊急整備型)	50	50	25		10
				(畑地帯総合整備・一般型)	65	65	17.5		7.5
	草地畜産基盤整備	草地畜産基盤整備		50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。		
[]			[55]	[25]	[10]				
農村地域復興再生基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤総合整備事業	農 地 防 災	(防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
				60	55	34	11		
				60	50	39	11		
				55	50	34	16		
				50	50	32	18		
					55	39	6		
					55	34	11		
					50	34	16		

(都道府県営: その8)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		農 林 水 産 省						
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農村地域復興再生 基盤総合整備事業	農村地域復興再生基盤 総合整備事業	農 地 防 災						
		(ため池等整備)	<60> 60 60 <50> < > 50 50 55 ()	<55> 55 50 <50> <50> 50 50 55 (55)	<37> <42> 28 33 <32> <32> 29 29 29 (28)	< 8> < 8> 11 11 <18> <18> 14 14 14 (11)	注 8) に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。	
		(湛水防除)	60 60 55 50	55 50 50 50	37 42 37 32	8 8 13 18		
		農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	50 40	50 40	32 29 30	18 14 11	地すべり対策を除く。	
		地 盤 沈 下 対 策 農 村 環 境 保 全						
		(地盤沈下対策)	60 60 55 ()	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 ()書は特定農業用管水路等特別対策に適用する。	
		(農村災害対策 整備)	()	50 (55)	29 (29)	14 (14)	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。	
		震災対策農業水利施設整備	< > < >	<55> <50>	<37> <32>	< 8> <18>		
		中 山 間 総 合 整 備						
		(中山間地域総合整備)	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
		集 落 基 盤 整 備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。	
		農業生産基盤保全 管理等推進費	農業体質強化基盤整備 促進事業費	農業体質強化基盤整備促進		50 55 () () [] []	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化対策 整備交付金	農地耕作条件改善事業		50 55 () () [] []	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)

(都道府県営：その9)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考
		農 林 水 産 省				
		国 庫 率		都 府 県	市 町 村	
		ア	イ	ウ	エ	
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全管理 整備交付金	農業水路等長寿命化・防 災減災事業				
		(長寿命化対策)				
			50	27.5	10	
			55	27.5	10	
		(防災減災対策)				
			50	34	16	
			55	34	11	
			50	29	14	
			55	29	14	
			50	32	18	
	55	32	13			
	50	35	10			
	55	35	10			

(都道府県営:その10)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国 庫 率		道	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	55 < > 50	50 <50> 50 50 55	27.5 <27.5> 25 27.5 27.5	9 <10> 10 9 9	< >書はかんがい排水の農業 用水再編対策(地域用水機能増進 型)に適用する。但しダム、頭首 工等の基幹的施設は除く。	
		基幹水利施設補修	55	50 50	27.5 25	9 10		
		基幹水利施設 ストックマネジメント		50	27.5	9		基幹水利施設ストックマネジ メント事業実施要綱(平成19年 3月30日付け18農振第1855号 農林水産事務次官依命通知)第 2の2のうち都道府県営土地改 良事業として実施するもののみ に適用する。
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		50 55	32.5 32.5	10 10		
		圃場整備 事業費補助	担い手育成型		50	32.5	10	
			一 般 型	55 55 45	50 50 45	32.5 27.5 27.5	10 9 10	
	諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備	<55> 50	<50> 50	<32.5> 25	<10> 10	< >書は担い手育成型(高度 利用型)に適用する。 特定地域型は、注4)によ る。	
	諸土地改良 事業費補助	水田農業振興緊急整備		50	25	10		
		生物多様性対応基盤整備 促進パイロット		50	25	10	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。	
		農村環境保全整備推進 モデル		50 55	25 25	10 10		
新農業水利システム保全 対策			50	25	10			
畑地かんがい推進モデル ほ場設置		50	50	25	10			
畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)		52	28	8		
		(担い手支援型)		52	28	8		
		(緊急整備型)	60	52	28	8		
		(一般型)	60 55	52 50	28 27.5	8 9		
		畑地帯開発整備						
	(一般型) (農林地一体型)	70 70 65 60	65 55 50 50	20 30 32.5 30	6 6 7 8			
		(干拓型)						
		農村総合整備 事業費補助	(農村総合整備)	<55> 50	<50> 50	<27.5> 25	<9> 10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) < >書は従前のミニ総バ事業 に適用する。
			(集落基盤整備)	55 (45)	50 (45)	27.5 (27.5)	9 (10)	()書は注5)に適用する。
			(地域開発関連 整備)	50 45	55 50 50 45	25 25 25 27.5	10 18 10 10	< >書は特殊地域等に適用す る。

(都道府県営：その12)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考				
		北 海 道								
		国 庫 率		道	市町村					
		ア	イ	ウ	エ					
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(ため池等整備)	< 60 >	<55>	<37>	< 8 >	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。		
				< 60 >	<50>	<42>	< 8 >			
		< >	<55>	<42>	< 3 >					
		60	55	28	11					
		60	50	33	11					
			55	33	11					
		<50>	<50>	<32>	<18>					
		< >	<55>	<32>	<13>					
		< >	<50>	<32>	<18>					
		50	50	29	14					
			55	29	14					

		(湛水防除)				60	55		37	8
						60	50		42	8
							55		42	3
						55	50		37	13
							55		37	8
						50	50		32	18
							55		32	13
							55		36	9
					50	36	14			
農地保全整備 (農地保全整備)				60	50	36	14			
				55	50	33	11			
				50	50	31	13			
					50	29	14			
水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良										
(水質保全対策)				2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 < >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。		
(地盤沈下対策)				65	55	41	4			
(総合農地防災)				55	55	34	11			
(公害防除特別 土地改良)				55	50	34	16			
				50	50	32	18			
					55	34	11			
					50	36	14			
				()	(50)	(35)	(10)			
				()	(55)	(35)	(10)			
				< >	<55>	<36>	< 9 >			
				< >	<50>	<36>	<14>			

(農村災害対策 整備)				()	50	29	14	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。		
				()	(55)	(29)	(14)			
突 発 事 故 復 旧					50	32	18			
					55	32	13			
戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	< >	<50>	<27.5>	<10>	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹施設は除く。 []書は基幹水利施設保全身に適用する。			
			50	50	25	10				
					50	27.5	9			
					55	27.5	9			
				[]	[50]	[27.5]	[9]			
農 地 整 備										
(経営体育成型)					50	32.5	10			
					55	32.5	10			
(畑地帯担い手 育成型)					52	28	8			
(畑地帯担い手 支援型)					52	28	8			

(都道府県営:その13)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国 庫 率	道	市町村				
		ア	イ	ウ	エ			
戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業費補助	農 地 整 備					雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。	
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8		
		(畑地帯総合整備・一般型)	60	52	28	8		
			55	50	27.5	9		
		草 地 畜 産 基 盤 整 備		50	25	10		10
			55	25	10			
	農 地 防 災		55	36	9			
			50	36	14			
6次産業化等促進基盤整備事業費	6次産業化等促進基盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	55	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。	
			< >	<50>	<27.5>	<10>		
			50	50	25	10		
				50	27.5	9		
				55	27.5	9		
			[]	[50]	[27.5]	[9]		
		農 地 整 備						営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)		50	32.5	10		
				55	32.5	10		
		(畑地帯担い手育成型)		52	28	8		
(畑地帯担い手支援型)		52	28	8				
(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8				
(畑地帯総合整備・一般型)	60	52	28	8				
		55	27.5	9				
農山漁村地域整備事業費 地域自主戦略交付金	農山漁村地域整備交付金 地域自主戦略交付金	経 営 体 育 成 基 盤 整 備	< >	<50>	<32.5>	<10>	< >書は一般型、面的集積型、農業生産法人等育成型に適用する。 ()書は排水対策型、水利施設整備型、畑地帯担い手育成型、畑地帯担い手支援型に適用する。 []書は草地整備型、畜産担い手総合整備型、草地林地総合整備型に適用する。	
			< >	<55>	<32.5>	<10>		
			(55)	(50)	(27.5)	(9)		
			()	(50)	(27.5)	(9)		
			()	(55)	(27.5)	(9)		
			()	(52)	(28)	(8)		
			[]	[50]	[25]	[10]		
			[]	[55]	[25]	[10]		
		農 地 整 備						営農環境整備、地域水田農業再生緊急整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備のうち農村生活環境基盤整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)		50	32.5	10		
				55	32.5	10		
		(畑地帯担い手育成型)		52	28	8		
		(畑地帯担い手支援型)		52	28	8		
		(畑地帯総合整備・緊急整備型)	60	52	28	8		
		(畑地帯総合整備・一般型)	60	52	28	8		
		55	27.5	9				
草 地 畜 産 基 盤 整 備		50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。			
		55	25	10				
水 利 施 設 整 備 事 業		55	50	27.5	9	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。		
	< >	<50>	<27.5>	<10>				
	50	50	25	10				
		50	27.5	9				
		55	27.5	9				
	[]	[50]	[27.5]	[9]				

(都道府県営：その14)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率		道	市町村		
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	農 地 防 災 (防災ダム)	65	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。
			60	55	34	11	
			60	50	39	11	
			55	50	34	16	
			50	50	32	18	
				55	39	6	
				55	34	11	
				50	34	16	
		(ため池等整備)	<60>	<55>	<37>	<8>	注8)に該当するものに適用する。 <>書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は 地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			<60>	<50>	<42>	<8>	
			60	55	28	11	
			60	50	33	11	
			<50>	<50>	<32>	<18>	
			< >	<50>	<32>	<18>	
			50	50	29	14	
			50	29	14		
			55	33	11		
			()	(55)	(28)	(11)	
		(湛水防除)	60	55	37	8	総合農地防災事業で実施する湛水防除を含む。
			60	50	42	8	
			55	50	37	13	
50	50		32	18			
	55		36	9			
	50	36	14				
農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	60	50	36	14	地すべり対策を除く。		
	55	50	33	11			
	50	50	31	13			
	50	29	14				
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災	(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 <>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営防災事業に適用する。	
		65	55	41	4		
		55	55	34	11		
		55	50	34	16		
		50	50	32	18		
			50	36	14		
		()	(50)	(35)	(10)		
		< >	<55>	<36>	<9>		
		< >	<50>	<36>	<14>		
(農村災害対策 整備)		55	29	14	農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書及び[]書は中山間地域等で実施するものに適用し、このうち[]書は農地機能保全対策に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。		
	()	50	29	14			
	[]	[55]	[36]	[9]			
中 山 間 総 合 整 備	(中山間地域総 合整備)	60	55	30	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
		60	55	30	10		
集 落 基 盤 整 備	(農地環境整備)	55	50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) <>書は、地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設補修に係るものに適用する 集落基盤整備(注15)による。	
		< >	<50>	<27.5>	<10>		
		[55]	[50]	[27.5]	[9]		
		[]	[50]	[27.5]	[9]		
		[]	[50]	[25]	[10]		

(都 道 府 県 営 : そ の 1 5)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		北 海 道					
		国 庫 率	道	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ		
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金	農業基盤整備促進	50 52 55 () () [] []	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注 16)	
	地域自主戦略交付金	農業水利施設保全合理化事業	50 55	32.5 32.5	10 10		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 整 備	50 52 55 () () [] []	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注 15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注 16)	
		水 利 施 設 整 備					
		水利施設等整備事業	< > 50 52 55	<27.5> 27.5 28 28	9 8 8		< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注 15)を除く。 ただし補助率の嵩上げは畑地帯担い手育成型のみ適用する。
	農業水利施設保全合理化事業	50 55	32.5 32.5	10 10			
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災 害 関 連 (農業用施設災害関連) (ため池災害関連特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災害関連緊急地すべり対策を除く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	41 32	9 18	
		農 道 整 備	55 50 45	50 50 45	27.5 25 27.5	16 18 20	注 4) に該当する場合に適用する。
農業競争力強化基 盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水 利 施 設 整 備	55 < > 50	50 <50> 50	27.5 <27.5> 25	9 <10> 10	< >書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
		農 地 整 備					
		(経営体育成型)	50 55	32.5 32.5	10 10	営農環境整備(注 15)を除く。	
		(畑地帯担い手 育成型)	52 55	28 28	8 8		
		(畑地帯担い手 支援型)	52	28	8		
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	60	28	8		
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	60 55	28 27.5	8 9		
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	50 55	25 25	10 10		雑用水施設整備及び利用施設整備(注 15)を除く。
農 地 防 災	55 50	36 36	9 14				
農業競争力強化基 盤整備事業	農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進	50 52 55 () () [] []	32.5 32.5 32.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 10 (16) (13) [14] [14]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注 16)	
		農業水利施設保全合理化事業	50 55	32.5 32.5	10 10		
		水利施設整備事業 (農地集積促進型)	50 55	32.5 32.5	10 10		
		高収益作物導入促進 基盤整備事業	50 55	32.5 32.5	10 10		

(都道府県営：その16)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		北 海 道						
		国 庫 率		道	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業競争力強化基盤整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業		50	32.5	10	営農環境整備(注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)	
				55	32.5	10		
	農業競争力強化農地整備事業	農 地 整 備			50	32.5		10
					52	32.5		10
					55	32.5		10
			()	(52)	(32)	(16)		
			()	(55)	(32)	(13)		
			[]	[52]	[29]	[14]		
			[]	[55]	[29]	[14]		
	水利施設等保全高度化事業	(一般型)	草地畜産基盤整備		50	25		10
				55	25	10		
< >			<50>	<27.5>	<10>			
(特別型)				50	32.5	10		
		55	32.5	10				
		(52)	(28)	(8)				
		(55)	(28)	(8)				
	(簡易整備型)		50	32.5	10			
		52	32.5	10				
		55	32.5	10				
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進		50	32.5	10		
				52	32.5	10		
				55	32.5	10		
			()	(52)	(32)	(16)		
			()	(55)	(32)	(13)		
			[]	[52]	[29]	[14]		
		[]	[55]	[29]	[14]			
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業		50	32.5	10		
				52	32.5	10		
				55	32.5	10		
			()	(52)	(32)	(16)		
			()	(55)	(32)	(13)		
			[]	[52]	[29]	[14]		
		[]	[55]	[29]	[14]			
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業						
			(長寿命化対策)		50	32.5	10	
				55	32.5	10		
		(防災減災対策)		50	34	16		
				55	34	11		
				50	29	14		
				55	29	14		
				50	32	18		
				55	32	13		
				50	35	10		
	55		35	10				

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		沖 縄							
		国 庫 率		県 ウ	市町村 工				
		ア	イ						
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	80	80	10	4			
		基幹水利施設補修		80	10	4			
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		75	12.5	5			
		圃場整備 事業費補助	担い手育成型		75	12.5		5	
			一般型	75	75	12.5		5	
	諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備		75	12.5	5			
		諸土地改良 事業費補助	生物多様性対応基盤整備 促進パイロット		75	12.5		5	農村生活環境基盤整備(注 15)を除く。
			農村環境保全整備推進モ デル		75	12.5		5	
			新農業水利システム保全 対策		50	25		10	
		畑地かんがい推進モデル ほ場設置	75	75	12.5	5			
	畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)		75	12.5		5	
			(担い手支援型)		75	12.5		5	
			(緊急支援型)	75	75	12.5		5	
			(一般型)	75	75	12.5		5	
		畑地帯開発整備	(一般型) (農林地一帯型)	80	80	10		4	
(干拓型)			80 75	80 75	8 10	0 0			
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備				農業生産基盤整備に係るも ののみに適用する。注9)			
		(農村総合整備)	2/3	2/3	16.7		6		
		(集落基盤整備)							
		(地域開発関連 整備)		75	12.5		5		

(都道府県営：その18)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率		県 ウ	市町村 工		
		ア	イ				
農村整備事業費	農村振興総合整備 事業費補助	農村振興総合整備		2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
		田 園 整 備		2/3	17	6	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)
	中山間総合整備 事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全 管理等(注15)を除く。
		(中山間地域総合 整備)	75	75	17	6	
		(農地環境整備)		75	17	6	
		(中山間地域総合 農地防災)		80	11	6	
農業生産基盤整備 事業費	農地防災事業費補助	農 地 防 災 (防災ダム)		80	13	7	注7)に該当するものに適用 する。
				55	34	11	
				50	34	16	
		(ため池等整備)	80	80	11	6	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設 のうち河川工作物応急対策に 係るものに適用する。
		60	80	11	6		
		< >	<80>	<13>	<7>		
		(湛水防除)		50	29	14	
	農地保全事業費補助	農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、 注4)による。
	農村環境保全対策 事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[]	[80]	[19]	[1]	[]書は農村災害対策整備 事業のうち農業生産基盤整備 に係るものみに適用する。
			[]	[75]	[19]	[6]	
			[]	[2/3]	[19]	[10]	
震災対策農業水利施設 整備事業費補助	震災対策農業水利施設 整備	< >	<55>	<37>	< 8>		
		< >	<50>	<32>	<18>		
農村地域防災減災事業	農 地 防 災	(防災ダム)		80	13	7	注7)に該当するものに適用 する。
				50	34	11	
				50	34	16	
		(ため池等整備)	80	80	11	6	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設 のうち河川工作物応急対策に 係るものに適用する。
			60	80	11	6	
	< >	<80>	<13>	< 7>			
		50	29	14	14		
	農地保全整備 (農地保全整備)	80	80	11	6	農村地域環境保全整備は、 注4)による。	

(都道府県営：その19)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率		県 ウ	市町村 工		
		ア	イ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事業	水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災 (水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)		75	16	9	農村地域環境保全整備(農業 生産基盤整備(注9)及び農 村保全管理施設(注10)に係 るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保 全施設に係るもの、公害防止 計画に基づくもの及び水質保 全施設と併せ行う施設に適用 する。 農業生産基盤整備(注9) 及び農村保全管理施設(注 10)に係るものに適用する。 []書及び()書は中山間 地域等で実施するものに適用 し、このうち[]書は甚大地 域に適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。
		(農村災害対策 整備)	()	2/3 (80) [75]	19 (19) [19]	10 (1) [6]	
		突 発 事 故 復 旧		80	13	7	
		戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事 業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	80	80 80	
6次産業化等促進 基盤整備事業	6次産業化等促進基 盤整備事業費	農 地 整 備 (経営体育成型)		75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 育成型)		75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 支援型)		75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	
	草 地 畜 産 基 盤 整 備		2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施 設整備(注15)を除く。	
6次産業化等促進 基盤整備事業	6次産業化等促進基 盤整備事業費	水 利 施 設 整 備	80	80 80	10 10	4 4	営農環境整備(注15)を除 く。
		農 地 整 備 (経営体育成型)		75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 育成型)		75	12.5	5	
		(畑地帯担い手 支援型)		75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	

(都道府県営：その20)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率		県 ウ	市町村 工		
		ア	イ				
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備交 付金	経営体育成基盤整備	< > : <75> () : (75) () : (80) [] : [2/3] [] : [75]	<12.5> (12.5) (10) [17] [17]	<5> (5) (4) [7] [7]	< >書は一般型、面的集積 型、農業生産法人等育成型に適 用する。 ()書は水利施設整備型、畑 地帯担い手育成型、畑地帯担 い手支援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備 型、草地林地総合整備型に適用 する。	
地域自主戦略 交付金	地域自主戦略交付金	農 地 整 備				営農環境整備、地域水田農業 再生緊急整備のうち営農用水及 び農業集落環境管理施設整備、 耕作放棄地解消・発生防止基盤 整備のうち農村生活環境基盤整 備(注15)を除く。	
沖縄振興交付金 事業推進費	沖縄振興公共投資交 付金	(経営体育成型)	75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 育成型)	75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 支援型)	75	12.5	5		
		(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5		5
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	
		草 地 畜 産 基 盤 整 備	2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
		水 利 施 設 整 備 事 業	80 80	10 10	4 4		
		農 地 防 災					
		(防災ダム)	80 55 50	13 34 34	7 11 16	注7)に該当するものに適用 する。	
		(ため池等整備)	80 60 80 < > 50	80 80 80 <80> 50	11 6 6 <13> 29	6 6 6 <7> 14 14	注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る もの適用する。
		農 地 保 全 整 備 (農地保全整備)	80	80	11	6	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
		水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災					
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)	75	16	9	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの) は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。	
		(農村災害対策 整備)	2/3 [80] [75] () (80)	19 [19] [19] (11)	10 [1] [6] (6)	農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 []書及び()書は中山間地 域等で実施するものに適用し、 このうち[]書は災害地域及び 甚大地域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。	

(都道府県営：その21)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		沖 縄						
		国 庫 率		県 ウ	市町村 工			
		ア	イ					
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金 沖縄振興交付金 事業推進費	農山漁村地域整備交 付金 地域自主戦略交付金	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
		(中山間地域総 合整備)	75	75	17	6		
			(農地環境整備)					
	沖縄振興公共投資交 付金	集 落 基 盤 整 備	80	2/3 80	17 10	6 4	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。	
		農 業 基 盤 整 備 促 進	() []	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
		農 業 水 利 施 設 保 全 合 理 化 事 業			80	12.5	5	
農山漁村地域整備 事業費 沖縄振興交付金 事業推進費	農山漁村地域整備交 付金 沖縄振興公共投資交 付金	農 地 整 備	() []	75 80 (80) [80]	12.5 12.5 (16) [11]	5 5 (4) [6]	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
		水 利 施 設 整 備						
			水 利 施 設 等 整 備 事 業		80 75	10 12.5	4 5	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。
			農 業 水 利 施 設 保 全 合 理 化 事 業		80	12.5	5	
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農 業 用 施 設 等 災 害 関 連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	60 50	60 50	23 29	11 14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除 く。	
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策						
		農 道 整 備	80	80	10	7	注4)に該当する場合に適用 する。	
農業競争力強化基 盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水 利 施 設 整 備	80	80 80	10 10	4 4		
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。	
		(経営体育成型)		75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 育成型)		75	12.5	5		
		(畑地帯担い手 支援型)		75	12.5	5		
		(畑地帯総合整備・ 緊急支援型)	75	75	12.5	5		
			(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	75	12.5	5	
			草 地 畜 産 基 盤 整 備		2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
		農業基盤整備促進事業	農 業 基 盤 整 備 促 進	() []	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
		農業水利施設保全合 理化事業	農 業 水 利 施 設 保 全 合 理 化 事 業		80	12.5	5	
	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水 利 施 設 整 備 事 業 (農地集積促進型)		80	12.5	5		
	高収益作物導入促進 基盤整備事業	高 収 益 作 物 導 入 促 進 基 盤 整 備 事 業		80	12.5	5		

(都道府県営：その22)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		沖 縄					
		国 庫 率		県 ウ	町村 工		
		ア	イ				
農業競争力強化基盤整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業		75	12.5	5	
	農業競争力強化農地整備事業	農 地 整 備	() []	75 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	営農環境整備(注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
		草地畜産基盤整備		2/3 75	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。
	水利施設等保全高度化事業	(一般型)		80	10	4	営農環境整備(注15)を除く。
		(特別型)	()	80 (75)	12.5 (12.5)	5 (5)	()書は畑地帯総合整備型に適用する。
		(簡易整備型)		80	12.5	5	(一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業は(注19)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
	農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	() []	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]
農地集積・集約化対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	() []	80 (80) [80]	12.5 (16) [11]	5 (4) [6]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。 注16)
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業					
		(長寿命化対策)		80	12.5	5	
		(防災減災対策)		80 80 75 50	13 11 16 29	7 6 9 14	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		奄 美							
		国 庫 率		県 ウ	市町村 工				
		ア	イ						
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	70	65 65	20 20	6 6			
		基幹水利施設補修							
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		60	25	8			
		圃場整備 事業費補助	担い手育成型		60	25	8		
	諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備	一般型	60	55	25	8		
			諸土地改良		60 52	24 24	9 9		
	諸土地改良 事業費補助	生物多様性対応基盤整備 促進パイロット	一般型		60	20	8	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。	
			農村環境保全整備推進モデル		60	20	8		
			新農業水利システム保全 対策		50	25	10		
			畑地かんがい推進モデル ほ場設置	50	2/3	17	6		
	畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備	(担い手育成型)		2/3	20.9	5		
			(担い手支援型)		2/3	20.9	5		
			(緊急整備型)	75	2/3	20.9	5		
			(一般型)	75 70	2/3 65	20.9 20	5 6		
		畑地帯開発整備	(一般型) (農林地一帯型)	(一般型)	80	2/3	23.4	4	
				(干拓型)					
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)		
		(農村総合整備)							
		(地域開発関連 整備)		55	25	8			

(都道府県営:その24)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考					
		奄 美									
		国 庫 率		県	市町村						
		ア	イ	ウ	エ						
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備		52	24	9	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)				
		田園整備		52	24	9	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9)				
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保管理等(注15)を除く。				
		(中山間地域総合整備)	75	70	22	6					
		(農地環境整備)		70	22	6					
	(中山間地域総合農地防災)										
農業生産基盤整備事業費	農地防災事業費補助	農地防災	(防災ダム)		70 2/3 55 50	21.4 21.4 34 34	8.6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。			
			(ため池等整備)	<80> 80 60 <75> < > 75 60 50 ()	<70> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 50 (70)	<26> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 22.4 (21)	<4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 7 (6)		注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。		
			(潜水防除)								
		農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)								
		農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	[] [] []	[70] [55] [50]	[29] [29] [29]	[1] [14] [14]	[]書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)			
		震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	< > < >	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>				
		農村地域防災減災事業	農地防災	(防災ダム)		70 2/3 55 50	21.4 21.4 34 34	8.6 12 11 16	注7)に該当するものに適用する。		
					(ため池等整備)	<80> <80> 80 60 <75> < > 75 60 50	<70> <2/3> 70 70 <2/3> <2/3> 2/3 2/3 50 55	<26> <29.4> 21 17 <24.4> <24.4> 22.4 19 19 22.4 29		<4> <4> 6 9 <9> <9> 7 10 10 14 14	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。

(都道府県営:その25)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		奄 美						
		国 庫 率		県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業	水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災		2/3	21.4	12	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの) は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。	
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)						
		(農村災害対策 整備)	< >	<2/3> 70 55 50	<29> 29 29 29	<4.4> 1 14 14		< >書は南海トラフ地震に係 る地震防災対策の推進に関する 特別措置法に基づいて実施され る避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。
		突 発 事 故 復 旧		2/3	24.4	9		
戸別所得償実施円 滑化基盤整備事業 費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	70	65 65	20 20	6 6	営農環境整備(注15)を除く。	
		農 地 整 備						
		(経営体育成型)		60	25	8		
		(畑地帯担い手 育成型)		2/3	20.9	5		
		(畑地帯担い手 支援型)		2/3	20.9	5		
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	75	2/3	20.9	5		
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75 70	2/3 65	20.9 20	5 6		
		草 地 畜 産 基 盤 整 備		2/3 70	17 17	7 7		雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。
6次産業化等促進 基盤整備事業費	6次産業化等促進基 盤整備事業費補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水 利 施 設 整 備	70	65 65	20 20	6 6	営農環境整備(注15)を除く。	
		農 地 整 備						
		(経営体育成型)		60	25	8		
		(畑地帯担い手 育成型)		2/3	20.9	5		
		(畑地帯担い手 支援型)		2/3	20.9	5		
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	75	2/3	20.9	5		
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75 70	2/3 65	20.9 20	5 6		
		農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	経営体育成基盤整備	< > () () [] []	<60> (65) (2/3) [2/3] [70]		<25> (20) (20.9) [17] [17]
地域自主戦略 交付金	地域自主戦略交付金							

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		奄 美							
		国 庫 率		県	市町村				
		ア	イ	ウ	エ				
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農業 再生緊急整備のうち営農用水及 び農業集落環境管理施設整備、 耕作放棄地解消・発生防止基盤 整備のうち農村生活環境基盤整 備(注15)を除く。		
		(経営体育成型)		60	25	8			
		(畑地帯担い手 育成型)		2/3	20.9	5			
		(畑地帯担い手 支援型)		2/3	20.9	5			
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	75	2/3	20.9	5			
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	75	2/3	20.9	5			
			70	65	20	6			
		草 地 畜 産 基 盤 整 備		2/3	17	7		雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
				70	17	7			
		水 利 施 設 整 備 事 業	70	65	20	6			
				65	20	6			
		農 地 防 災							注7)に該当するものに適用 する。
		(防災ダム)		70	21.4	8.6			
				2/3	21.4	12			
				55	34	11			
				50	34	16			
		(ため池等整備)	<80>	<70>	<26>	<4>		注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設のう ち河川工作物応急対策に係るも のに適用する。 ()書は地域ため池総合整備 のうち大規模に適用する。	
			80	70	21	6			
			60	70	17	9			
			<75>	<2/3>	<24.4>	<9>			
	< >	<2/3>	<24.4>	<9>					
	75	2/3	22.4	7					
	60	2/3	19	10					
		2/3	19	10					
	50	50	29	14					
	()	(70)	22.4	7					
		50	29	14					
水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災						農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの) は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。			
(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災)		2/3	21.4	12					
(農村災害対策 整備)	< >	<2/3>	<29>	<4.4>	< >書は南海トラフ地震に係 る地震防災対策の推進に関する 特別措置法に基づいて実施され る避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 農村生活維持施設整備(注15) を除く。				
		70	29	1					
		55	29	14					
		50	29	14					
中 山 間 総 合 整 備						農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。			
(中山間地域総 合整備)	75	70	22	6					
(農地環境整備)		70	22	6					
集 落 基 盤 整 備	70	52	24	9	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。				
		65	20	6					

(都道府県営:その27)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		奄 美						
		国 庫 率		県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農業基盤整備促進	() []	60 [60]	25 [29]	8 [7]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)	
	地域自主戦略 交付金	農業水利施設保全合理化事 業		65	25	8		
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 整 備	() []	60 65 2/3 [60]	25 25 20.9 [29]	8 8 5 [7]	営農環境整備のうち営農用水及 び農業集落環境管理施設整備(注 15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)	
		水 利 施 設 整 備						
		水利施設等整備事業		65 2/3	20 20.9	6 5	営農環境整備のうち営農用水及 び農業集落環境管理施設整備(注 15)を除く。	
		農業水利施設保全合理化 事業		65	25	8		
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災 害 関 連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)		50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び災 害関連緊急地すべり対策を除く。
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策						
		農 道 整 備		70 65	65 55	20 27.5	11 13	注4)に該当する場合に適用す る。
農業競争力強化基 盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水 利 施 設 整 備		70	65 65	20 20	6 6	
		農 地 整 備						営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)			60	25	8	
		(畑地帯担い手 育成型)			2/3	20.9	5	
		(畑地帯担い手 支援型)			2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)		75	2/3	20.9	5	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)		75 70	2/3 65	20.9 20	5 6	
		草 地 畜 産 基 盤 整 備			2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整 備(注15)を除く。
		農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	() []	60 [60]	25 [29]	8 [7]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)
		農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合理化事 業		65	25	8	
水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)		65	25	8			
高収益作物導入促進 基盤整備事業	高収益作物導入促進基盤整 備事業		65	25	8			
農地中間管理機構関 連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地 整備事業		60	25	8			
農業競争力強化農地 整備事業	農 地 整 備	() []	60 [60]	25 [29]	8 [7]	営農環境整備(注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)		
		65 2/3	25 20.9	8 5				
	草 地 畜 産 基 盤 整 備		2/3 70	17 17	7 7	雑用水施設整備及び利用施設整 備(注15)を除く。		

(都道府県営：その28)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		電 美					
		国 庫 率	県	市町村			
		ア	イ	ウ	エ		
農業競争力強化基盤整備事業	水利施設等保全高度化事業	(一般型)	65	20	6	営農環境整備(注15)を除く。 ()書は畑地帯総合整備型に適用する。 (一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業は(注19)によるもので、同事業の負担割合を適用する。	
		(特別型)	() 65 (2/3)	25 (20.9)	8 (5)		
		(簡易整備型)	65 2/3	25 20.9	8 5		
農業生産基盤保全管理等推進費	農業体質強化基盤整備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	() []	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
農地集積・集約化対策費	農地集積・集約化対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	() []	60 (60) [60]	25 (28) [29]	8 (12) [7]	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに適用する。注16)
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業					
		(長寿命化対策)		65	25	8	
		(防災減災対策)		50 2/3 2/3 2/3 50 2/3	34 21.4 22.4 19 29 24.4	16 12 7 10 14 9	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農業生産基盤整備 事業費	かんがい排水 事業費補助	かんがい排水	55	50	27.5	9	< >書はかんがい排水の農業用 水再編対策(地域用水機能増進型) に適用する。但しダム、頭首工等 の基幹的施設は除く。
			< >	<50>	<27.5>	<10>	
		基幹水利施設補修					
		基幹水利施設 ストックマネジメント		50	25	10	基幹水利施設ストックマネジメ ント事業実施要綱(平成19年3 月30日付け18農振第1855号農 林水産事務次官依命通知)第2の 2のうち都道府県営土地改良事業 として実施するものみに適用す る。
	経営体育成基盤整備 事業費補助	経営体育成基盤整備		55	25	10	
	圃場整備 事業費補助	担い手育成型		55	25	10	
		一 般 型	50	55 50	25 25	10 10	
	諸土地改良 事業費補助	土地改良総合整備		55 50	25 25	10 10	
		水田農業振興緊急整備		50	25	10	
	諸土地改良 事業費補助	生物多様性対応基盤整備促 進パイロット		55	22.5	9	農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		農村環境保全整備推進モデ ル		55	22.5	9	
		新農業水利システム保全対 策		50	25	10	
		畑地かんがい推進モデルほ 場設置	50	50	25	10	
		畑地帯総合農地整備 事業費補助	畑地帯総合整備				
		(担い手育成型)		52	25.5	9	
		(担い手支援型)		52	25.5	9	
		(緊急整備型)	55	52	25.5	9	
		(一般型)	55	52	25.5	9	
		畑地帯開発整備					
		(一体型)	70	55	30	6	
	(農林地一体型)	65	50	32.5	7		
	(干拓型)						
農村整備事業費	農村総合整備 事業費補助	農村総合整備					農業生産基盤整備に係るもの みに適用する。注9)
		(農村総合整備)	50	50	25	10	
		(地域開発関連 整備)		50	25	10	

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農村整備事業費	農村振興総合整備事業費補助	農村振興総合整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
		田園整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)	
	中山間総合整備事業費補助	中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9) < >書は従前の開拓地整備に適用する。 農村生活環境整備及び保全管理等(注15)を除く。	
		(中山間地域総合整備)	<2/3> 65 <55>	<50> 60 <50>	<33.3> 30 <27.5>	<6> 7 <8>		
		(農地環境整備)		60	30	7		
	(中山間地域総合農地防災)		60	31	9			
農業生産基盤整備事業費	農地防災事業費補助	農地防災	(防災ダム)	65 60 50	55 52 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当するものに適用する。
			(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> < > 60 50 ()	<55> 55 55 <52> <52> 52 50 52 60 (55)	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29 31 (30)	<9> 10 12 <14> <14> 11 14 14 9 (10)	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備のうち大規模に適用する。
			(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18	
		農地保全事業費補助	農地保全整備(農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注4)による。
		農村環境保全対策事業費補助	水質保全対策 公害防除特別土地改良 地盤沈下対策 総合農地防災	2/3 65 55 50 () [] []	55 55 50 50 (50) [60] [50]	41 41 34 32 (35) [29] [29]	4 4 16 18 (10) [11] [14]	()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。 []書は農村災害対策整備事業のうち農業生産基盤整備に係るものみに適用する。注9)
	震災対策農業水利施設整備事業費補助	震災対策農業水利施設整備	< > < >	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>		
	農村地域防災減災事業	農地防災	(防災ダム)	65 60	60 60 60 55	36 34 34 34	4 6 6 11	注7)に該当するものに適用する。

(都道府県営:その31)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考			
		離 島							
		国 庫 率		都 県	市 町 村				
		ア	イ	ウ	エ				
農業生産基盤整備 事業費	農村地域防災減災事 業	農 地 防 災							
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> < > < > 60	<55> 60 60 <55> <55> <55> 60 60	<36> 30 28 <34> <34> <32> 31 28	<9> 10 12 <11> <11> <13> 9 12	注8)に該当するものに適用する。 < >書は農村保全管理施設のうち河川工作物応急対策に係るものに適用する。		
		(湛水防除)	60 55 50	55 55 55	37 37 32	8 8 13			
		農地保全整備 (農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	農村地域環境保全整備は、注4)による。		
		水質保全対策 地盤沈下対策 総合農地防災 公害防除特別土地改良							
		(水質保全対策) (地盤沈下対策) (総合農地防災) (公害防除特別 土地改良)	2/3 65 55 50 55 50 ()	55 55 50 55 55 (55)	41 41 34 32 34 32 (35)	4 4 16 18 11 13 (5)	農村地域環境保全整備(農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るもの)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用管路等特別対策に適用する。		
		(農村災害対策 整備)	< > ()	<2/3> [60] 50 (60)	<29> [29] 29 (31)	<4.4> [11] 14 (9)	< >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及び農村保全管理施設(注10)に係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施するものに適用する。[]書は甚大域に適用する。 農村生活維持施設整備(注15)を除く。		
		突 発 事 故 復 旧		52 60	34 34	14 6			
		戸別所得補償実施 円滑化基盤整備事 業費	戸別所得補償実施円 滑化基盤整備事業費 補助	水 利 施 設 整 備	55 < > []	50 <50> 55 [50]	<27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型に適用する。但しダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に適用する。
				農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
(経営体育成型)				55	25	10			
(畑地帯担い手 育成型)				52	25.5	9			
(畑地帯担い手 支援型)				52	25.5	9			
(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55			52	25.5	9			
(畑地帯総合整備・ 一般型)	55			52	25.5	9			
草 地 畜 産 基 盤 整 備				55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注15)を除く。		

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率	都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	工		
6次産業化等促進 基盤整備事業費	6次産業化促進基盤 整備事業費補助 特定地域振興生産基 盤整備事業費補助	水利施設整備	55 < > []	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型に 適用する。但しダム、頭首工等の 基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に 適用する。
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。
		(経営体育成型)		55	25	10	
		(畑地帯担い手 育成型)		52	25.5	9	
		(畑地帯担い手 支援型)		52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55	52	25.5	9	
(畑地帯総合整備・ 一般型)	55	52	25.5	9			
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	経営体育成基盤整備	< > (55) () () [] []	<55> (50) (55) (52) [55] [60]	<25> (27.5) (27.5) (25.5) [25] [25]	<10> (9) (9) (9) [10] [10]	< >書は一般型、面的集積型、 農業生産法人等育成型に適用す る。 ()書は排水対策型、水利施設 整備型、畑地帯担い手育成型、畑 地帯担い手支援型に適用する。 []書は畜産担い手総合整備 型、草地林地総合整備型に適用す る。
		農 地 整 備					営農環境整備、地域水田農業再 生緊急整備のうち営農用水及び農 業集落環境管理施設整備、耕作放 棄地解消・発生防止基盤整備のう ち農村生活環境基盤整備(注15) を除く。
		(経営体育成型)		55	25	10	
		(畑地帯担い手 育成型)		52	25.5	9	
		(畑地帯担い手 育成型)		55	25.5	9	
		(畑地帯担い手 支援型)		52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55	52	25.5	9	
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	55	52	25.5	9	
		草 地 畜 産 基 盤 整 備		55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設整 備(注15)を除く。
		水利施設整備	55 < > []	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型に 適用する。但しダム、頭首工等の 基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型に 適用する。
		農 地 防 災					
		(防災ダム)	65 60 50	55 52 50 55	36 34 34 32 34	9 14 16 18 11	注7)に該当するものに適用 する。
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> < > < > 60 50 50 ()	<55> 55 55 <52> <52> <50> 52 52 60 50	<36> 30 28 <34> <34> <32> 31 28 31 31 29	<9> 10 12 <14> <14> <18> 11 14 11 9 14	注8)に該当するものに適用す る。 < >書は農村保全管理施設のう ち河川工作物応急対策に係るもの に適用する。 ()書は地域ため池総合整備の うち大規模に適用する。

(都道府県営:その33)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農山漁村地域整備 事業費 地域自主戦略 交付金	農山漁村地域整備 交付金 地域自主戦略交付金	農 地 防 災						
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18		
		農 地 保 全 整 備 (農 地 保 全 整 備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14	地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4) による。	
		水 質 保 全 対 策 地 盤 沈 下 対 策 総 合 農 地 防 災						
		(水質保全対策)	2/3	55	41	4	農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るも の)は、注4)による。 水質保全対策のうち水質保全 施設に係るもの、公害防止計画 に基づくもの及び水質保全施設 と併せ行う施設に適用する。 ()書は特定農業用水路等 特別対策に適用する。	
		(地盤沈下対策)	65	55	41	4		
		(総合農地防災)	55	50	34	16		
			50	50	32	18		
		()	(50)	(35)	(10)			
		(農村災害対策 整備)	< > ()	<2/3> 60 50 (60)	<29> 29 29 (31)	<4.4> 11 14 (9)	< >書は南海トラフ地震に係る 地震防災対策の推進に関する特 別措置法に基づいて実施される 避難施設整備に適用する。 農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。 農村生活維持施設整備(注 15)を除く。	
		中 山 間 総 合 整 備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。	
		(中山間地域総 合整備)	65	60	30	7		
		(農地環境整備)		60	30	7		
集 落 基 盤 整 備		55	50	25 27.5	10 9	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除 く。		
農 業 基 盤 整 備 促 進		() []	55 [55]	25 [31]	10 [11]	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)		
農 業 水 利 施 設 保 全 合 理 化 事 業			55	25	10			
農山漁村地域整備 事業費	農山漁村地域整備 交付金	農 地 整 備	() []	55 [55]	25 [31]	10 [11]	営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)	
		水 利 施 設 整 備						
		水利施設等整備事業	< > []	50 [50] 52 55	<27.5> [25] 25.5 25.5	9 [10] 9 9	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全面 に適用する。 営農環境整備のうち営農用水 及び農業集落環境管理施設整備 (注15)を除く。 ただし補助率の高上げは畑地 帯担い手育成型のみ適用する。	
		農業水利施設保全合理 化事業		55	25	10		

(都道府県営：その34)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農業施設災害 関連事業費	農業用施設等災害 関連事業費補助	農業用施設等 災害関連 (農業用施設災関) (ため池災関特別)	50	50	29	14	海岸保全施設等災害関連及び 災害関連緊急地すべり対策を除く。	
	鉱毒対策事業費補助	鉱 毒 対 策	65 50	50 50	41 32	9 18		
		農 道 整 備	55 50 45	50 50 45	27.5 25 27.5	16 18 20	注4)に該当する場合に適用 する。	
農業競争力強化基 盤整備事業	農業競争力強化基盤 整備事業	水利施設整備	55 < > []	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。但しダム、頭首工 等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。	
		(経営体育成型)		55	25	10		
		農 地 整 備						
		(畑地帯担い手 育成型)		52 55	25.5 25.5	9 9		
		(畑地帯担い手 支援型)		52	25.5	9		
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55	52	25.5	9		
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	55	52	25.5	9		
		草地畜産基盤整備		55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
		農業基盤整備促進事 業	農業基盤整備促進	() []	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
		農業水利施設保全合 理化事業	農業水利施設保全合理化事 業		55	25	10	
		水利施設整備事業 (農地集積促進型)	水利施設整備事業 (農地集積促進型)		55	25	10	
		高収益作物導入促進 基盤整備事業	高収益作物導入促進基盤整 備事業		55	25	10	
		農地中間管理機構関 連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地 整備事業		55	25	10	
		農業競争力強化農地 整備事業	農 地 整 備	() []	55 (55) [55]	25 (34) [31]	10 (11) [11]	営農環境整備(注15)を除く。 ()書及び[]書は防災関連 事業に係るものに適用する。 注16)
	草地畜産基盤整備		55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。		
水利施設等保全高度 化事業	(一般型)	< > []	50 <50> [50]	27.5 <27.5> [25]	9 <10> [10]	営農環境整備(注15)を除く。 < >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。 ()書は畑地帯総合整備型に 適用する。ただし補助率の高上 げは畑地帯担い手育成型のみ適 用する。 (一般型)及び(特別型)と 併せ行う農村地域防災減災事業 は(注19)によるもので、同事 業の負担割合を適用する。		
	(特別型)	() ()	55 (52) (55)	25 (25.5) (25.5)	10 (9) (9)			
	(簡易整備型)		55	25	10			

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考		
		離 島						
		国 庫 率		都 県	市 町 村			
		ア	イ	ウ	エ			
農村地域復興再生 基盤総合整備事業	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	水利施設整備	55 < > []	50 <50> 55 [50]	27.5 <27.5> 27.5 [25]	9 <10> 9 [10]	< >書は地域用水機能増進型 に適用する。ただし、ダム、頭 首工等の基幹的施設は除く。 []書は基幹水利施設保全型 に適用する。	
		農 地 整 備					営農環境整備(注15)を除く。	
		(経営体育成型)		55	25	10		
		(畑地帯担い手 育成型)		52	25.5	9		
		(畑地帯担い手 支援型)		52	25.5	9		
		(畑地帯総合整備・ 緊急整備型)	55	52	25.5	9		
		(畑地帯総合整備・ 一般型)	55	52	25.5	9		
		草地畜産基盤整備		55 60	25 25	10 10	雑用水施設整備及び利用施設 整備(注15)を除く。	
		農 地 防 災					注7)に該当するものに適用 する。 注8)に該当するものに適用 する。 < >書は農村保全管理施設の うち河川工作物応急対策に係る ものに適用する。 ()書は地域ため池総合整備 のうち大規模に適用する。	
		(防災ダム)	65 60 50	55 52 50	36 34 32	9 14 18		
				55 52	34 34	11 14		
		(ため池等整備)	<65> 65 60 <60> < > 60 50	<55> 55 55 <52> <52> 52 50	<36> 30 28 <34> <34> 31 28 29	<9> 10 12 <14> <14> 11 14 14		
				52 50	31 31	11 11		
				60 ()	31 (55)	9 (30)		
		(湛水防除)	60 55 50	55 50 50	37 37 32	8 13 18		
		農地保全整備 (農地保全整備)	60 55 50	52 50 50	31 31 29	11 13 14		地すべり対策を除く。 農村地域環境保全整備は、注 4)による。
		地盤沈下対策 農 村 環 境 保 全						農村地域環境保全整備(農業生 産基盤整備(注9)及び農村保 全管理施設(注10)に係るもの) は、注4)による。 ()書は特定農業用管路等 特別対策に適用する。
(地盤沈下対策)	60 60 55 ()	55 50 50 (50)	34 39 34 (35)	11 11 16 (10)				
(農村災害対策 整備)	()	50 (60)	29 (31)	14 (9)	農業生産基盤整備(注9)及 び農村保全管理施設(注10)に 係るものに適用する。 ()書は中山間地域等で実施 するものに適用する。			
震災対策農業水利施設整備	< > < >	<55> <50>	<37> <32>	<8> <18>				
中山間総合整備					農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 農村生活環境整備及び保全管 理等(注15)を除く。			
(中山間地域総 合整備)	60	60	30	7				

(都道府県営：その36)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分				備 考	
		離 島					
		国 庫 率		都 県	市 町 村		
		ア	イ	ウ	エ		
農村地域復興再生 基盤総合整備事業	農村地域復興再生基 盤総合整備事業	集落基盤整備		50	25	10	農業生産基盤整備に係るもの のみに適用する。注9) 集落基盤整備(注15)を除く。
農業生産基盤保全 管理等推進費	農業体質強化基盤整 備促進事業費	農業体質強化基盤整備促進	() []	55 [55]	25 [34] [31]	10 [11] [11]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)
農地集積・集約化 等対策費	農地集積・集約化対 策整備交付金	農地耕作条件改善事業	() []	55 [55]	25 [34] [31]	10 [11] [11]	()書及び[]書は防災関連事 業に係るものに適用する。 注16)
農業生産基盤整備 推進費	農業水利施設保全管 理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災 減災事業					
		(長寿命化対策)		55	25	10	
		(防災減災対策)		60	34	6	
				60	31	9	
				55	32	13	
			60	28	12		
			55	34	11		
			55	35	5		

- 注 1) 国庫率の「ア」欄の値は、昭和 57 年度から平成 4 年度までの国の負担割合の引き下げは考慮しない場合を示す。又、印は平成 5 年度以降の新規制度を示す。
- 注 2) 国庫率の「イ」欄の値は、平成 5 年度以降の率を示す。
- 注 3) 都道府県及び市町村の負担割合（「ウ」欄及び「エ」欄の値）は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。
- 注 4) 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。
 （例えば、「圃場整備」においてかんがい排水（排水対策特別）を併せ行っている場合のかんがい排水に対応する負担割合は、「かんがい排水」の国庫率「ア」欄 50%、「イ」欄 50%に対する「ウ」欄及び「エ」欄の数値を適用する。）
- 注 5) 圃場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合の圃場整備事業のガイドライン。
- 注 6) 国営土地改良事業のうち国営総合農地防災事業費、国営かんがい排水事業（併せ行うため池整備）、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策及び地域防災対策、都道府県土地改良事業のうち農地防災事業費補助、農地保全事業費補助、農村環境保全対策事業費補助、農業用施設等災害関連事業費補助及び鉱毒対策事業費補助、農山漁村地域整備交付金（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、地域自主戦略交付金（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、総合農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、農業体質強化基盤整備促進事業における防災関連事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、農業基盤整備促進事業における防災関連事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）、農地耕作条件改善事業における防災関連事業（農地防災、農地保全整備、水質保全対策、地盤沈下対策、総合農地防災）及び農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注 7) 農地防災事業実施要綱（昭和 40 年 12 月 24 日付け 40 農地 D 第 1829 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の別表第 1 の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の 1 の（1）から（4）まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農振第 2078 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の別表 1 の事業種類の欄の 1 に係る同表の事業内容の欄の（1）、（2）のア、（3）及び事業種類の欄の 2 に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知）の別紙 3 - 1（農地防災に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1 及び運用別紙 6（ため池群整備事業）の第 1 の 2 に掲げるもの、地域自主戦略交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知。以下「戦略交付金要綱」という。）の別紙 12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1（1）から（4）まで、同運用の運用別紙 2（広域防災ため池等整備モデル事業）第 2 の 2 の運用別紙 2 別表 1 の事業種類の欄の 1 に対応する事業内容の欄の（1）、（2）のア、（3）及び事業種類の欄の 2、沖繩振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 地第 484 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 4（農地防災に係る運用）の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱の別紙 3 - 1（農地防災に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1 及び運用別紙 6（ため池群整備事業）の第 1 の 2 に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）の要領第 3 の 2（1）、同要領別紙 3 第 2 の 1、2、3、農村地域防災減災事業実施要綱の一部改正について（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 農振第 1921 号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の農村地域防災減災事業実施要綱（以下「H24 防災減災事業実施要綱」という。）の要領別紙 11（広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用）第 2 の 2 の別表 1 の事業種類の欄の（1）、（2）のア、（3）及び同表の事業種類の欄の 2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2170 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 4 - 1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1 及び運用別紙 6 の第 1 の 2 に掲げるもの。
 このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第 2 の別表第 1 の事業の名称の欄の防災ダム事業に係る同表の事業内容の欄の 1 の（1）から（3）まで、広域防災ため池等整備モデル事業実施要綱第 2 の 2 の別表 1 の事業種類の欄の 1 に係る同表の事業内容の欄の（1）、（2）のア及び同表の事業種類の欄の 2 に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱の別紙 3 - 1（農地防災に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1（1）から（3）までに掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙 12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1（1）から（3）まで及び同運用の運用別紙 2（広域防災ため池等整備モデル事業）第 2 の 2 の運用別紙 2 別表 1 の事業種類の欄の 1 に対応する事業内容の欄の（1）、（2）のア及び同表の事業種類の欄の 2 に係る同表の事業内容の欄に掲げるもの、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙 9（農地防災事業に係る運用）の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙 7 - 1 の運用別紙 1 の 1（4）のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、H24 防災減災事業実施要綱の要領別紙 11（広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用）第 2 の 2 の別表 1 の事業種類の欄の 1 に対応する事業内容の欄の（1）、（2）のア及び同表の事業種類の欄の 2、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙 4 - 1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙 1 の 1（1）から（3）までに掲げるもの。
 農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱の別紙 3 - 1（農地防災に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1（4）のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、戦略交付金要綱の別紙 12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1（4）のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの及び同運用の運用別紙 2（広域防災ため池等整備モデル事業）第 2 の 2 の運用別紙 2 別表 1 の事業種類の欄の 1 に対応する事業内容の欄の（3）のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙 9（農地防災事業に係る運用）の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙 7 - 1 の運用別紙 1 の 1（4）のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの、H24 防災減災事業実施要綱の要領別紙 11（広域防災ため池等整備モデル事業に係る運用）別表 1 の事業種類の欄の 1 に対応する事業内容の欄の（3）のうち「防災ため池の保全、管理」に係るもの、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙 4 - 1（農地防災事業に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1（4）のうち「防災ダム等の保全、管理」に係るもの。
- 注 8) 農地防災事業実施要綱第 2 の別表第 1 の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の 1 の（1）のアからカまで、（2）のア、イ及びエからカまで、（3）のアからオまで並びに（4）から（6）まで、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱（昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 構改 D 第 239 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 及び 2、土地改良施設耐震対策事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2639 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2、地域ため池総合整備事業実施要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2286 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の別表 1 の区分の欄の 1 に係る同表の事業種類の欄の（1）から（3）まで並びに同表の区分の欄の 2 に係る（1）及び（2）に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱の別紙 3 - 1（農地防災に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1（1）のアからカまで、（2）のア、イ及びエからカまで、（3）のアからオまで、（4）から（6）まで並びに（7）のア及びイ、運用別紙 2（地域ため池総合整備事業）第 3 の 2 の運用別紙 2 別記 1 の 1 の（1）から（3）まで、（5）及び（7）並びに 2 の（1）から（3）まで、同運用の運用別紙 3（農業用河川工作物応急対策等事業）第 2 の 1 及び 2、同運用の運用別紙 4（土地改良施設耐震対策事業）第 2 の 2、並びに同運用の運用別紙 7（土地改良施設豪雨対策事業）第 1 の 2 に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙 12（農地防災事業に係る運用）の運用別紙 1 の 1 の 1（1）のアからカまで、（2）のア、イ及びエからカまで、（3）のアからオまで、（4）から（6）まで並びに（7）のア及びイ、運用別紙 3（地域ため池総合整備事業）第 3 の 2 の運用別紙 3 別記 1 の 1 の（1）から（3）まで、（5）、（6）並びに 2 に係る（1）から（3）まで、同運用の運用別紙 4（農業用河川工作物応急対策等事業）第 2 の 1 及び 2、同運用の運用別紙 5（土地改良施設耐震対策事業）第 2 の 2 に掲げるもの、沖繩振興公共投資交付金交付要綱の別紙 4（農地防災に係る運用）の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱の別紙 3 - 1（農地防災に係る運用）の

運用1別紙1の の1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)まで、(5)及び(7)並びに2の(1)から(3)まで、同運用の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2、並びに同運用の運用1別紙7(土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4から7まで、同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、同要綱の要領別紙7(農業用河川工作物応急対策事業に係る運用)の第2の1から4まで及び同要綱の要領別紙11(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第2の1から5まで、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1(1)のアからカまで、(2)のア、イ及びエからカまで、(3)のアからオまで、(4)から(6)まで並びに(7)のア及びイ、運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)から(3)まで、(5)、(7)並びに2の(1)から(3)、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2、同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げるもの。

このうち農業生産基盤整備とは、農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄のため池等整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びオ、(3)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア、地域ため池総合整備事業実施要綱第2の2の別表1の区分の欄の1に係る(1)及び(3)に対応する同表の事業内容の欄に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙2別記1の1の(1)から(3)までに掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の4、6及び同要綱の要領別紙4(用排水施設等整備事業に係る運用)の第2の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1(1)のア、イ及びオ、(2)のア、イ及びエ、(5)のアからウまで並びに(6)のア並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の1の(1)及び(3)に掲げるもの。

農村保全管理施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙2別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2、並びに同運用の運用1別紙7(土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に規定する事業、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に規定する事業並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第2の2に規定する事業、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙2別記1の2の(3)に掲げるもの、同運用の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2に、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2、並びに同運用の運用1別紙7(土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に規定する事業。

水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1(1)の工、(2)の工、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙2別記1の2の(2)に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1(1)の工、(2)の工、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用別紙3の別記1の2の(2)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1の の1(1)の工、(2)の工、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用1別紙2(地域ため池総合整備事業)第3の2の運用1別紙2別記1の2の(2)に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙3(ため池整備事業に係る運用)の第2の5及び7、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1(1)の工、(2)の工、(3)のウ及び(4)に掲げるもの並びに同運用の運用別紙3(地域ため池総合整備事業)第2の2の運用別紙3別記1の2の(2)に掲げるもの。

なお、河川工作物応急対策とは、農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱第2の1及び2並びに土地改良施設耐震対策事業実施要綱第2の2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2、並びに同運用の運用1別紙7(土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に掲げるもの、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第2の2、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙3(農業用河川工作物応急対策等事業)第2の1及び2、同運用の運用1別紙4(土地改良施設耐震対策事業)第2の2、並びに同運用の運用1別紙7(土地改良施設豪雨対策事業)第1の2に掲げるもの、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙7(農業用河川工作物応急対策事業に係る運用)の第2の1から4、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙4(農業用河川工作物応急対策等事業)第1の1及び2並びに同運用の運用別紙5(土地改良施設耐震対策事業)第1の2に掲げるもの。

注9) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。

農村総合整備の農業生産基盤整備とは、地域整備関連総合整備事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改D第537号農林水産事務次官依命通知)第3の別表の区分の欄の1の事業及び地域開発関連基盤整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知)第3の(1)の区分整理とする。

農村振興総合整備の農業生産基盤整備とは、農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知)第2の5の別表2の区分の欄の1の事業とする。

田園整備の農業生産基盤整備とは、田園整備事業実施要綱(平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表1の区分の欄の1に係る同表の事業種類の欄の(1)の から まで及び(2)の から まで並びに同要綱第2の1の別表2(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき実施されるものに限る。)に掲げるものとする。

中山間総合整備の農業生産基盤整備とは、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知)第2の1の別表の区分の欄の1、農地環境整備事業実施要綱(平成4年7月15日付け4構改D第457号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表の区分の欄の1及び農地防災事業実施要綱第2の別表第1の事業の名称の欄の中山間地域総合整備事業に係る同表の事業内容の欄の1の(1)から(3)までに掲げるものとする。

総合農地防災における農業生産基盤整備とは、農村災害対策整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2074号農林水産事務次官依命通知)第2の2の別表1の区分の欄の1に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の1に掲げるもの、同運用の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における農業生産基盤整備とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の の1に掲げるもの、同運用の運用別紙6(農村災害対策整備事業)第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業

メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、同要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの及び第7の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの並びに同要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の1に掲げるもの第10の3の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の1に掲げるもの、同運用の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙6(特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用)の第2の1から3まで、要領別紙12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の要領別紙12別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものとする。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農業生産基盤整備とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の事業メニューの表の区分の欄の1に掲げるもの、別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙1の1に掲げるもの、同運用の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、同要綱の別紙8-1(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の1に掲げるもの並びに第7の規定によりなお従前の例によるとされたもの。

注10) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

地域自主戦略交付金における農村保全管理施設とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙6別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙12(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2要領別紙12別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における農村保全管理施設とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第2の運用別紙2別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)、(4)及び同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。

注11) 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のA及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設とは、戦略交付金要綱の別紙16(水質保全対策事業に係る運用)の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のA及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の5に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のA及びウ、同区分に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(3)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(1)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(2)並びに同表の区分の欄の4に対応する工種の欄の(1)に掲げるものとする。

農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用2(水質保全対策事業)の第1の1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

地域自主戦略交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、戦略交付金要綱の別紙16(水質保全対策事業に係る運用)の第1の2の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)、同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙8(水質保全対策事業に係る運用)の第2の別表1の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(4)及び同表の区分の欄の2に対応する工種の欄の(3)から(5)に掲げるものとする。

注12) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(以下「H22整備交付金要領」という。)の要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。

注13) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領の要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄の力の(A)の及び(力)に掲げるものとする。

注14) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

地域自主戦略交付金における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、戦略交付金要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第5の2の(1)のウに規定する地域とする。

農村地域防災減災事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域防災減災事業実施要綱の要領第2の1に規定する地域とする。

農村地域復興再生基盤総合整備事業における備考欄の農村災害対策整備事業のうち中山間地域等とは、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の別紙4-1(農地防災事業に係る運用)の運用別紙2(農村災害対策整備事業)の第4の2の(1)のウに規定する地域とする。

- 注15) 地域水ネットワーク再生事業実施要綱(平成21年1月27日付け20農振第1616号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の別表の事業内容の欄の1の(1)のウ及びエ、同事業内容の欄の1の(2)及び(3)、生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2161号農林水産事務次官依命通知)の第3の2の別表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(3)、中山間地域総合整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2180号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の別表の区分の欄の2、農地環境整備事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2183号農林水産事務次官依命通知)の第2の2の別表の区分の欄の2、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、同要領の別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)のウからエまで、(2)のウからエまで、同要領の別紙3-1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、同要領の別紙4-1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、同要領の別紙12(効果促進事業に係る運用)の第4、地域自主戦略交付金要綱の別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の2、同要領の別紙5(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の2、同要綱の別紙7(農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の別紙11(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、同要綱の別紙12(農地防災事業に係る運用)の運用別紙6(農村災害対策整備事業)の運用別紙6別表1の区分の欄の3、同要綱の別紙15(地域用水環境整備事業に係る運用)の第1の3の(1)の表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(1)から(7)まで及び同区分の欄の2、要綱の別紙19(集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の表の区分の欄の2、要綱の別紙20(中山間地域総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、要綱の別紙22(農地環境整備事業に係る運用)の第2の2の別表の区分の欄の2、要綱の別紙33(効果促進事業に係る運用)の3、沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)の要領別紙1-1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)の運用別紙2(特別型に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱の要領別紙1(復興再生基盤総合整備事業に係る運用)の第2の3の表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙2-1(農地整備事業に係る運用)第3の別表の区分の欄の3、同要綱の要領別紙8-1(中山間総合整備事業に係る運用)の第2の1の別表の区分の欄の2、同要綱の要領別紙9(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第11の1の(2)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄の工、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄の工、区分の欄の利用施設整備事業、農村地域防災減災事業実施要綱の要領別紙10(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領の要領別紙1(長寿命化対策)の(1)のウの(ウ)に掲げるものとする。なお、これらの事業等に係る地方負担額については、平成30年度地方債同意等基準(平成30年総務省告示第149号)及び平成30年度地方債同意等基準運用要綱(平成30年4月2日付け総財地第71号、総財公第64号、総財務第60号総務副大臣通知)第一の一の1に規定によるものとする。
- 注16) 農業体質強化基盤整備促進事業実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2636号農林水産省農村振興局長通知)の第4の2に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙1-1の運用2(農業基盤整備促進事業)の第5の2に定める別記様式第1号、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号、農林水産省農村振興局長、生産局長通知)の別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第4の2に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)の第3の2に定める別記様式第2-1号及び第3の3に定める別記様式第2-2号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。
- 注17) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の6に掲げるもの。
- 注18) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策及び地域防災対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第523号農林水産事務次官依命通知)第2の10に掲げるもの。
- 注19) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業(一般型)及び(特別型)と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)第3の2に掲げるものうち、農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産事務次官依命通知)の要領別表1の事業区分の欄の1の事業に掲げるもの。